参考様式９－６（廃止）

**介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書**

令和　　年　　月　　日

（届出先）茨木市長

|  |  |
| --- | --- |
| 法人所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |  |

令和　　年　　月　　日で事業を　廃　止　することになりましたが、

次の事項を遵守することを誓います。

1. 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和５年３月１日老発0301第２号。以下「厚労省通知」という。）」の規定に基づき、**介護職員処遇改善実績報告書を最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出すること。**

　なお、**法人単位で一括して介護職員処遇改善計画書を作成している場合は、現存する他の事業所分とあわせて**「厚労省通知」の規定に基づき、**定められた期日までに提出すること。**

* + **令和　　年　　月末日迄に介護職員処遇改善加算実績報告を提出します。**

□**（法人単位で一括して提出する場合）令和　　年７月末日と一緒に提出します。**

1. 実績報告書の提出終了後は、関係書類を法人又は法人の代表者が責任を持って5年間保存すること。
2. 提出期限までに実績報告書が提出されず、茨木市の提出指導にも従わず、実績報告書を提出しない場合には、加算の算定要件を満たしていない不正請求として、加算相当額を全額返還すること。
3. 法人の廃止による事業の廃止にあたっては、法人の役員又は清算人が責任を持って対応すること。

　また、加算の算定要件を満たしていないとして返還金が生じた場合は、法人の代表者又は役員（有限責任、無限責任を問わない）若しくは清算人が責任を持って、法人事業の精算の際に加算相当額の返還に応じること。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| サービス名 |  |
| 実績報告書提出の責任者氏名 |  |
| 連絡先 |  |